平成２２年（フ）第９７号
佐賀県唐津市浜玉町東山田3245番地１
債務者　進藤　靖徳
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７８７号
千葉県柏市豊四季614番地42パル１号
債務者　黒澤　鋭一
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９４号
千葉県我孫子市天王台２丁目３番41―303号
債務者　倉沢　茂雄
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９７号
千葉県柏市新富町１丁目２番40―307号
債務者　大瀬英り子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８０９号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目18番地の５　貝の花荘203号
債務者　大矢　孝子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１５号
千葉県野田市上花輪1348番地の１第２松喜マンション101号
債務者　松下　恵介
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１７号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地常盤平公団住宅Ｅ街区39棟306号
債務者　最上はる子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２０号
千葉県柏市宿連寺243番地１　ジュネ向山１番館103号
債務者　澤向　洋子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４０号
千葉県柏市西山２丁目２番４号
債務者　日向　豊
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４５号
千葉県松戸市新松戸７丁目191番地新松戸第二市営住宅２―404
債務者　中村　恵
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０７２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番17―204号
債務者　藤代　澄彦
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９１号
北九州市八幡西区馬場山東２丁目７番６号
債務者　古藤　信子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
北九州市門司区白野江２丁目12番32号
債務者　工藤　三生
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番45―112号
債務者　上田　隆
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０９号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番45―112号
債務者　上田　良子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７０号
北九州市小倉南区葛原２丁目６番41号
債務者　佐野　幸代
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７３号
宮崎市大島町原ノ島1609番地　プリエールハイツＢ棟101号
債務者　小谷　明美（旧姓宮元）
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
宮崎地方裁判所破産係